

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、すべてのステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要課題の一つと認識しております。
この考え方に基づき、透明で健全性の高い企業経営を目指し、コンプライアンスの徹底を経営の基本と位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレート・ガバナンスコードの基本原則について、全て実施いたします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
河合 達明	880,000	62.96
河合 智行	113,000	8.08
ブラス社員持株会	42,300	3.02
大脇 久嗣	36,000	2.57
株式会社SBI証券	23,000	1.64
日本証券金融株式会社	15,600	1.11
楽天証券株式会社	12,600	0.90
牧 秀光	10,000	0.71
松本 明男	10,000	0.71
松井証券株式会社	7,300	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無	河合 達明
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ、名古屋 セントレックス
-------------	---------------------

決算期	7 月
-----	-----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社代表取締役社長である河合達明は、支配株主に該当します。当社は、支配株主との取引は原則行わない方針ですが、例外的に取引を行う場合は、取引の合理性(事業上の必要性)、取引条件の妥当性(一般的な取引と比較して適正であるか)を慎重に判断し、監査役会による監視・監督のもと、会社法の定めに従い、取締役会での決議を経て行うこととし、当社及び少数株主に不利益が生じないよう努めてまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山田 元彦	他の会社の出身者								○			
山田 美典	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 元彦		提出日現在、山田元彦氏は有限会社ウエディングマルシェの創業者であり、代表取締役に就任しております。当社は同社との間で営業取引を行っておりますが、同社は当社の主要取引先ではないこと、取引条件については一般取引条件を勘案し、取締役会での決議を経て決定していることから、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	有限会社ウエディングマルシェの創業者であり、ブライダル業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に対する助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、本書提出日現在、同氏が代表取締役を務める有限会社ウエディングマルシェは当社の株式を4,000株保有しておりますが、その他の人的・資金的関係・取引関係及びその他利害関係はありません。
山田 美典	○	—	公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識と長年の企業監査において培った豊

		富な業務経験を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	3名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会、内部監査室及び監査法人は、相互に連携して、三様監査の体制のもと、情報の共有を行い、効率的かつ効果的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
能野 基道	他の会社の出身者													
岩村 豊正	公認会計士													
大井 直樹	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
能野 基道	○	—	

			平成25年6月までトピー工業株式会社の監査役を務め、上場企業における豊富な業務経験と見識を有していることから、当社の経営に対する高い監査機能が期待できると判断し、社外監査役に選任しております。なお、本書提出日現在、同氏は当社の株式を1,000株保有しておりますが、その他の人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。 従って、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
岩村 豊正	○	—	公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識を有しており、企業会計の実務に長年にわたり携わっていることから、高い監査機能を期待できると判断し、社外監査役に選任しております。なお、本書提出日現在、同氏は当社の株式を1,000株保有しておりますが、その他の人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はありません。 従って、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。
大井 直樹	○	—	弁護士であり、法律に関する豊富な業務経験と高度な専門性を有していることから、高い監査機能を期待できると判断し、社外監査役に選任しております。 また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

現在、取締役及び従業員に対し、士気の高揚及び業績の向上を目的としたインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、今後の課題として当社に適したインセンティブ付与について検討していきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

—

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区ごとの総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役の報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役に関しては取締役会において社長に一任し、監査役に関しては、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へのサポートは、総務部で行い、社外監査役へのサポートは、内部監査室及び総務で行っております。取締役会の資料は、原則として取締役会事務局より事前配布し、社外取締役に対しては、取締役会事務局より重要会議の議事、結果を報告しております。社外監査役に関しては、常勤監査役より監査役監査、会計監査、内部監査間の情報共有を促進しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・取締役会

当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名、非常勤取締役1名)で構成され、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役の業務執行の状況を監督しております。取締役会は原則月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。

・監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成され、3名全員が社外監査役であります。

監査役は取締役会に参加して意見を述べるほか、定期的に内部監査室及び監査法人を交えたミーティングを行う等連携を密にし、監査機能の向上を図っております。常勤監査役はこれらに加え、社内の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

なお、監査役会は、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。

・内部監査室

当社の内部監査は、専任の内部監査室(室長1名)が担当しております。

内部監査室は、当社の全部門を対象として内部監査を実施しており、監査結果は代表取締役社長及び実施部署へ報告を行っており、指摘事項については後日改善状況の確認を行っております。

・リスク管理委員会

リスク管理委員会は、代表取締役社長を議長として、原則年4回開催されております。同委員会は、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対策を検討しております。

・会計監査の状況

当社は、会計監査人に有限責任あずさ監査法人を選任し、監査を受けております。当社の監査業務を執行した公認会計士は岡野英生氏及び楠元宏氏であり、当該監査業務に関する補助者は、公認会計士9名その他2名となっております。

なお、有限責任あずさ監査法人、監査業務を執行した公認会計士及びその補助者と当社との間には特別の利害関係はありません。

・責任限定契約について

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役であるものを除く。)及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しております。

経営の意思決定機関と業務執行を管理監督する取締役会に、社外取締役2名及び社外監査役3名が出席し、経営への監視機能を強化しております。当社はコーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的かつ中立的な経営監視の機能が重要であると考えており、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している者を社外取締役及び社外監査役とすることで外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議決権行使における議案検討時間を十分に確保するため、招集通知の早期発送に取り組んでおります。また、招集通知の発送とあわせて、当社ホームページに招集通知を掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の日程は、多くの株主に出席いただくために、株主総会の集中日を避け、早期開催を実施しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーを対象に、適時・適切に積極的なIR活動を実施しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役社長が当社の業績や経営方針等の説明を行うことを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期及び通期の決算発表日に合わせて、アナリスト・機関投資家向けに説明会を開催し、代表取締役社長が当社の業績や経営方針等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	上場日よりホームページ内にIRサイトを開設し、有価証券報告書、適時開示書類、IRニュース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役管理本部長を責任者とし、総務部をIR担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、当社のステークホルダーに対して、適時適切に当社の企業情報を提供することが重要であると認識しており、ホームページ及び適時開催予定の会社説明会等を通じて適時・適切な情報提供を行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・「取締役会規程」をはじめとする諸規程を整備し、取締役への周知・徹底を行っております。
 - ・「コンプライアンス管理規程」を制定し、当社の役員及び使用人へ継続的な教育・研修を実施し、コンプライアンス遵守の意識の醸成を行っております。
 - ・「内部通報窓口に関する規程」を制定し、問題の早期発見に努めております。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録、稟議書、契約書等の職務に係る重要書類を適切に保管・管理しております。
 - ・取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとしております。
 - ・各種法令及び証券取引所の適時開示規則に基づき、会社情報を適時適切に開示することとしております。
 - ・個人情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、個人情報を適切に取り扱うため、「個人情報保護規程」及び「特定個人情報保護規程」を明示し、周知徹底を行っております。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・「リスク管理規程」を制定し、事業に伴う様々なリスクの把握及び管理に努めております。
 - ・リスク管理委員会において、当社の事業遂行に伴うリスクの見直しや発見及び対抗手段の検討等を行うほか、各部門責任者は、所管部門におけるリスク管理の遂行及び管理を行っております。
 - ・緊急事態発生の際には、緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実施等を行い、事態の早期解決に努めております。
- d. 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、定款及び「取締役会規程」に基づいて運営し、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて適時臨時に開催しております。
 - ・「職務権限規程」「業務分掌規程」「稟議規程」を制定し、効率的に職務の遂行を行っております。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、取締役での協議の上、人数及び権限等を決定し、任命することとしております。
 - ・当該使用人の人事評価・異動については、監査役の同意を得るものとしております。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、法定事項のみならず、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他法令に違反する事項を発見した場合は、速やかに監査役に報告するものとしております。
 - ・監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要事項の報告を求めることができるものとしております。
- g. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社の監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を規程に明記し、当社の役員及び使用人に周知徹底しております。
- h. 当社の監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・職務執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は、当該請求に係る費用又は債務を適切に処理することを規程に明記しております。
- i. その他監査役がその職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、意思の疎通を図っております。
 - ・監査役は、内部監査室及び監査法人と定期的に情報交換を行い、意思の疎通を図っております。
 - ・監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方）

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」において、健全な会社運営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言しております。

（反社会的勢力への対応の整備状況）

- ・「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、総務部を対応統括部署として、反社会的勢力の排除を推進しております。
- ・平素から外部専門機関と密接な関係を構築しており、反社会的勢力に対する不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対応する体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

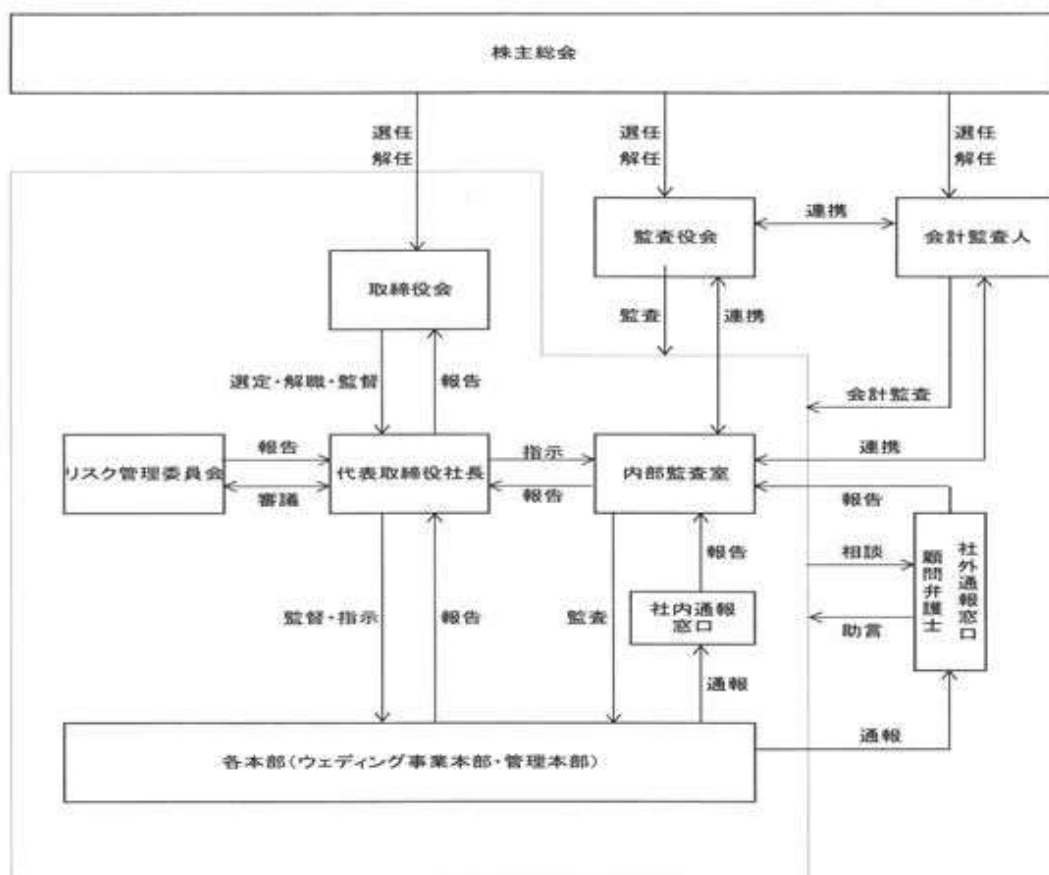
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

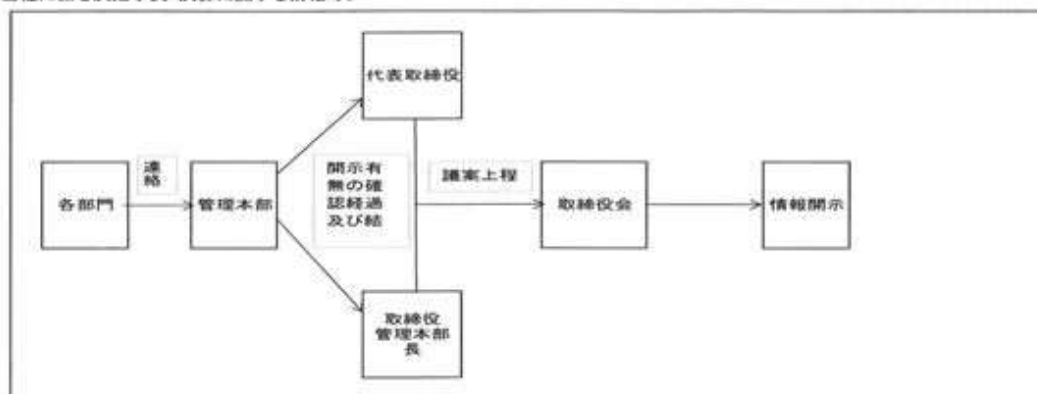
当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付致します。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

<当社に係る決定事実・決算に関する情報等>



<当社に係る発生事実に関する情報>

